

インフルエンザ・新型コロナ定期予防接種を 宝塚市以外の医療機関で受ける方へ



【接種日時点で満 65 歳以上、または満 60～64 歳で一定の障害がある方（ホームページ、ポスター参照）】

定期予防接種を受ける医療機関によって受け方が異なります！

※阪神 7 市 1 町＝宝塚市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・三田市・猪名川町

予防接種を受ける医療機関の所在地が・・・	
宝塚市を含む 阪神 7 市 1 町の場合	左記以外の場合
予防接種依頼書の発行申請は不要 直接医療機関へ予約してください。	予防接種依頼書の発行申請が 必要
生活保護適用証明書または中国残留邦人 支援給付受給証明書の持参者は、無料で 受けることができます。	申請方法については、下記（★）を ご参照ください。

●予防接種依頼書（以下、依頼書）の発行申請について

- ・予防接種を受ける 1 週間～10 日前までに、依頼書の発行申請が必要です。
- ・依頼書は、接種の際に医療機関へお渡しください。接種費用は全額自己負担となりますが、宝塚市の自己負担額との差額が生じた場合は、差額を払い戻す制度があります。（上限金額あり）。
- ・予防接種を受けた後の依頼書の発行はできません。依頼書の発行前に予防接種を受けると任意接種となるため、接種費用は全額自己負担となり、還付制度もご利用いただけません。

【★依頼書の申請方法】

- ① 市ホームページから電子申請（右記の 2 次元コード）
- ② 郵便（宝塚市立健康センター）で申請
- ③ 窓口（宝塚市立健康センター）で申請

※①または②の場合、手続き完了までに 1 週間程度 かかります。

電子申請は
こちらから



申請は阪神 7 市 1 町以外で
接種する場合のみ！

【申請に必要な書類】

- ・申請書（枠内をもれなく記入）
- ・【郵便の場合】返信用封筒に送付先を記載したもの（110 円切手貼付）
- ・【60～64 歳で定期接種の対象となる障害をお持ちの方】
身体障害者手帳〔氏名・障害名・等級の記載部分〕の写し

<注意事項>

- ・阪神 7 市 1 町以外の市町村における実施医療機関、自己負担額等については、接種を希望する市町村の予防接種担当窓口へお尋ねください。
- ・インフルエンザ、新型コロナ定期予防接種の接種期間は年度ごとに異なります。
詳しくは宝塚市ホームページ、広報たからづか 10 月号をご確認ください。

【問合せ・申請先】

〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4-1 宝塚市立健康センター 予防接種担当
電話 0797-86-0056（平日 9 時から 17 時 30 分）

インフルエンザ予防接種の
情報はこちら

市ホームページ ID：1004788



新型コロナ定期予防接種の
情報はこちら

市ホームページ ID：1055588

